

告 訴 状

平成27年3月11日

警視庁田園調布警察署長 殿

告訴人 松 原 仁
職業 衆 議 院 議 員
住所 [REDACTED]

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-12-4

赤坂山王センタービル6階

弁護士法人リオ・パートナーズ

電 話 03-5156-8883

FAX 03-5156-8884

告訴人代理人弁護士 南 裕



同 松 岳 祥



被告訴人 氏 名 不 詳
住 所 不 詳

被告訴人の次の告訴事実に記載の行為は、刑法第230条1項（名誉毀損罪）
に該当すると思料致しますので、捜査の上、嚴重に処罰されたく告訴いたします。

第1 告訴事実

被控訴人は、

- 1 平成27年2月中旬から同年3月上旬ころの間に、東京都大田区上池台及びその周辺において、XXXXXXXXXX他2名に対し、告訴人につき、「(自称) 庶民派の実態!」「松原氏の庶民と“ズレた”行動」「庶民派を自称する松原氏は、昨年末の衆議院選挙の際に、安倍総理をはじめ自民党には世襲議員が大勢いて既得権にしがみついていると批判していたのです。その舌の根も乾く前に、自身の選挙区にご子息を出馬させるのはどのように説明するのでしょうか。」
「松原氏は庶民感覚からズレた行動も多く知られています。」「大臣時代に規則に抵触する可能性がある大規模なパーティーを開催したり、2つの団体の資金が不明とも報じられていました。」「自称庶民派の松原氏のご子息は、世襲批判にどう答えるのでしょうか。」などと記載されたビラを各戸の郵便受けに各1通ずつ、計3通投函し、
- 2 平成27年2月19日午後6時から翌20日午前0時の間に、前記1と同じ内容が記載されたビラ各1枚を封入した封書計2通を、日本郵便株式会社蒲田郵便局に差し出し、事情を知らない同社配達員をしてこれを東京都大田区XXXXXXXXXX方及び東京都大田区上池台XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX方に配達させ、
- 3 平成27年2月19日午後6時から翌20日午前0時ころの間に、前記1と同じ内容が記載されたビラ1枚を封入した封書1通を、日本郵便株式会社千鳥郵便局に差し出し、事情を知らない同社配達員をしてこれを東京都大田区鶴の木XXXXXXXXXX方に配達させ、
- 4 平成27年2月20日午後6時から翌21日午前0時ころの間に、前記1と同じ内容が記載されたビラ各1枚を封入した封書計2通を、日本郵便株式会社千鳥郵便局に差し出し、事情を知らない同社配達員をしてこれを東京都大田区東雪谷XXXXXXXXXX方及び東京都大田区西糀谷XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX方に配達させ、

もって公然と事実を摘示して告訴人の名誉を毀損したものである。

第2 関連する事実

1 告訴人及び被告告訴人について

(1) 告訴人は、現在民主党所属の衆議院議員（当選6回）である。

告訴人は、昭和31年7月31日に生まれ、早稲田大学卒業後、松下政経塾に入塾し、東京都議会議員を2期務めたのち、平成12年に衆議院議員に初当選、国土交通副大臣、国務大臣（国家公安委員長内閣府特命大臣（消費者及び食品安全）拉致問題担当）、民主党国対委員長を歴任し、現在民主党東京都連会長を勤めている。特に朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」という。）による拉致問題については、北朝鮮に対する強い働きかけや拉致被害者家族への対応、国内外での情報発信など、極めて熱心に取り組んでいる。

告訴人の選挙区は、品川区、大田区北西部（北千東、南千東、上池台、石川町、東雪谷、南雪谷、雪谷大塚、北嶺町、東嶺町、西嶺町、仲池上、久が原、南久が原、千鳥、田園調布、田園調布本町、田園調布南、鶉の木）及び島嶼部である。

(2) 被告告訴人について、配布されたビラには「大田区選挙監視オンブズマン」と記載されているが、同団体の実態は判明しておらず、文書の作成者及び配布者のいずれも現時点では不明である。

2 配布されたビラの内容および送付・配布の形態

(1) ビラのレイアウト

ビラは、1枚の紙で構成されており、モノクロの両面印刷で文字及び写真が掲載されている。

ビラの上部には、「松原氏の庶民と“ズレた”行動。」「（自称）庶民派の実態！」と黒字に白抜きのゴシック体で他の文字よりも大きく目立つように記載されている。

表面には、告訴人の息子の立候補に対して「舌の根も乾く前に、自身の選挙区にご子息を出馬させるのはどのように説明するのでしょうか。」「松原氏は庶民感覚からズレた行動も多く知られています。」とし、裏面に転載している「週刊新潮」の記事を摘示しながら「大臣時代に規則に抵触する可能性がある大規模なパーティーを開催したり、2つの団体の資金が不明とも報じられていました。」「自称庶民派の松原氏のご子息は、世襲批判にどう答えるのでしょうか。」などと記載されている。

裏面には、平成26年12月25日に発売された新潮社発刊の「週刊新潮」に掲載されていたとする記事がそのまま転載され、「総理の人気に便乗する辺りは選挙巧者の面目躍如と言ったところか」「松原氏が“虎の衣”を借りたのは総理だけにとどまらず・・・紙一重での当選は、どぶ板で培った厚かましさが支えていた」との記載とともに告訴人の選挙時の活動を批判する内容の記事を、そのまま転載している。

(2) ビラの配布方法

ア 平成27年2月中旬ころ、告訴人の選挙区内である、東京都大田区雪谷特別出張所管内の住民及び事業所に、告訴人を中傷する今回のビラがポスティングされ、それとほぼ同時期に大田区内の東京都議会議員及び大田区議会議員並びに町内会等の自治会長や商店会長、各種団体等に対し、同じビラが郵送されている事実が判明した。

大田区を選挙区とする都議会議員は8名、大田区議会議員は46名、また大田区雪谷特別出張所管内の世帯数は約2万9000世帯あるところ、これまでに配布されたビラの枚数は相当の枚数に及んでいる上、配布先も都・区議会議員から自治会長・商店会長、各種団体のほか一般住民と、多岐に渡っている。

イ 郵送されたのは、東京都議会議員のうちの大田区選出議員、大田区議会議員及び大田区内の自治会長、商店会長及び各種団体であり、その総数は約1000通に及ぶようである。

いずれも封筒は長3型の茶封筒であり、送付先住所及び氏名を印刷した紙を貼り付ける方法で宛名が記載されているが、差出人の表示はなく、いずれも普通郵便の料金分切手を貼付する方法で差し出されている。

告訴事實は、現時点で郵送にて配布されたものが確認できた5件について記載したものであるが、これらに付された消印は、千鳥郵便局又は蒲田郵便局のものであった。

ウ ポスティングされたものは、ビラの上部に記載された「(自称) 庶民派の実態！」と記載された部分が見えるように三つ下りにされた状態で、平成27年2月中旬ころから現在まで、前述のとおり雪谷特別出張所管内一円の住居・事業所等に多数投函されており、今後も同様の行為が繰り返される可能性が高い。

告訴事實は、現時点までに投函された場所が特定できている3件について記載したものである。

3 今回のビラの配布が名誉毀損罪を構成すること

(1) はじめに

上記前提となる事実に記載のとおり、今回のビラの配布は大規模なものであるが、明らかに公然と告訴人に関する事実を摘示して告訴人の名誉を毀損する目的で配布されたものである。

以下、今回のビラの配布が名誉毀損罪を構成することについて述べる。

(2) 今回のビラが告訴人の名誉を毀損すること

ア 前述のとおり、今回のビラの上部には、「(自称) 庶民派の実態！」「松原氏の庶民と“ズレた”行動。」などと記載し、あたかも告訴人が国民と乖離した感覚の持ち主であるかのような印象を与えるよう強調しているが、国会議員として活動するに際して、このような事実を摘示されれば、その名誉が著しく毀損されることは自明である（特に、告訴人は「たたかう庶民派」を標ぼうしており、今回のビラは殊更にこれを貶めようとして作られていることもまた明らかである。）。

イ 今回のビラは、要旨、告訴人の子を立候補させることが以前の告訴人の言動と矛盾していること、告訴人の選挙中の活動で安倍総理の写真を多用して親密ぶりをアピールしていたことが告訴人の言動と矛盾していること、その他政治資金に関する種々の報道されたことなどを摘示している。

これらの事実の摘示によって与えられる印象は、いずれも告訴人が矛盾した行動を取っていること、金銭に対して清廉性に欠けることなど、国会議員たる告訴人についてネガティブなものであって、これらの事実の摘示により告訴人の名誉が毀損されたことは明らかである。

(3) 今回のビラの配布が個人の誹謗中傷という不当な目的によりなされたものであり、公益性など皆無であること

ア はじめに

今回配布されているビラは、その内容及び配布形態からしても、単に告訴人個人を誹謗中傷するという不当な目的で配布されたに過ぎないことは明らかであって、法的に保護されるような類のものではない。

イ ビラの内容について

今回のビラの内容は、およそ告訴人の具体的な政治活動に対して正当に批判を試みたものといえる類のものでは全くない。

ビラにおける批判は、いずれも本来的には告訴人が安倍総理の政策を批判している文脈で出てきた世襲議員に関する発言を捉えて告訴人の子の立候補を論難したり(この立候補が世襲を目指したものでないことは、後述のとおりである。)、選挙運動中の写真についても、単に安倍総理とともに写っていることのみを捉えて揚げ足取りの非難する、政治資金についても針小棒大に取り上げているなど空虚なものであって、その実質的内容は乏しい。そして、ビラの上部にセンセーショナルな表現で庶民派であることを貶めるような記載をしているが、ビラの内容の希薄さと併せてみれば、今回のビラ配布の目的は、告訴人についてネガティブ

な印象を持たせて、告訴人の政治活動を妨害するためだけにあることは明らかである。

特に、総理とともに写った写真を選挙中に用いていたことについて、ビラでは「庶民感覚からズレた行動」としているが、一般的には「庶民感覚」という場合は経済的観点からの「感覚」を指すと思われるところ、このような行動のどの点が「庶民感覚」と「ズレた」といえるのか不明である。このことは、ビラが適切な政策批判ではなく、単に告訴人を貶める目的でのみ作成されたに過ぎないことを裏付けるものともいえる。

ウ 今回のビラの作成者について

前述のとおり、今回のビラの末尾には作成者と思しき「大田区選挙監視オンブズマン」との記載が見て取れる。しかし、ビラには連絡先等も一切記載されておらず、インターネットで同団体の名称を検索しても見当たらず、現時点ではどのような団体か全く不明である。

もし他者の政策や言動を批判するのであれば、自らの言動の責任を明らかにするためにも、発言者が何者であるかを明らかにして行うのが適正な言論の権利の行使であり、特に今回のように不特定多数の者に対して行うのであれば、なおさらである。

このように、作成者不明な状態で配布していること自体、その目的に公益性はなく、いわゆる「怪文書」として、単に告訴人を貶めるためだけという不当な意図の下でのみ作られたことが強く推認できる。

エ ビラの配布形態について

今回のビラが、このような不当な目的を持って作成・配布されたものであることは、ビラの配布方法からも伺うことができる。

すなわち、郵送されたビラの入っていた封筒には差出人の記載もなく、送付先氏名・住所も、自筆ではなくパソコンで印字したものを貼り付けていることなどから、封筒の記載から差出人が特定できないようになっている。また、大量に発送する場合には窓口にし出した方が労力を用

いずれに済むはずなのに、いずれの封筒にも切手が貼付されているところから、差し出し時に局員に顔を見られることを避けるためにポスト投函の方法を取ったのではないかと推測されることである。

各戸へのポスティングについても、現在のところポスティングをしている者を目撃したとの情報は入っていない。

このように、ビラの作成者・発送者が特定できないように隠蔽を図ろうとしているところからも、今回のビラが、不当な意図の下に作成・配布されたことが明らかである。

オ ビラが配布された時期について

ビラが配布された大田区では、本年4月に区議会議員選挙が行われる予定であり、告訴人の子が立候補する予定であることは前述のとおりである。しかるに、この選挙戦がまもなく始まるというこのタイミングで、告訴人及び告訴人の子を中傷する差出人不明のビラが、選挙が行われる区域内で大量に配布されたことは、告訴人の子に当選を得させない選挙妨害という不当な意図をもって行われたことは明らかである。

このような極めて不当な目的で行われた今回のビラの作成・配布行為は、公益目的で行われた云々どころか、公正な選挙の実施という公共の利害を害するものであって、嚴重に処罰されるべき極めて悪質な所為である。

カ 小括

以上のように、今回のビラの内容や配布されている状況から、その目的が国会議員たる告訴人に対する正当な言論の行使などではなく、単に告訴人個人を誹謗中傷し、告訴人の子の政治活動を妨害しようという不当な目的のみによってなされていることは自明であって、法的に保護されるべき類のものでは決してない。

(4) 真実性の不存在

ア 今回のビラで摘示されている事実についてはいずれも事実無根であり、

このことから今回のピラの不当性は明らかであるといえる。

イ すなわち、告訴人の子が大田区議会議員選挙に立候補することについて、告訴人の選挙区で民主党の区議会議員が存在していたが、同人が同党を離脱したことにより新たに擁立しようとしたが、有意な人材が現れなかったため、同党の窮地を助けるべく、告訴人の子が勤務先を退職して立候補を目指すこととなったものである。従って、告訴人の子にとって告訴人の地盤を利用して当選を得られるという易しいものではなく、これから厳しい戦いに向かわなければならないのであって、ピラに書いてあるような批判は全くあたらない。

また、告訴人が選挙中に安倍総理と写った写真を多用したとする点も、拉致問題は国家的問題であるところ、これに極めて熱心な告訴人の活動を報告するには、総理と協働あるいは対立して解決にまい進していることを報告することになるのであり、結果総理とのショットが多くなつたに過ぎない。決して総理の人気を利用しようとして生じた結果などではなく、むしろ真逆の意図により掲載された写真である。

さらには、資金に関する問題も、いずれも会計責任者の不在によるものと同時に報道されているのであり、問題となりうるものではない。

このように、今回のピラに記載されている各事実は、いずれも真実に反している上、告訴人についてネガティブな印象を持たせるために針小棒大に事実を摘示しており、後述するとおり今回のピラの不当な目的をうかがうことができる。

ウ 以上のとおり、今回のピラが告訴人の名誉を毀損していることは明らかである上、刑法230条の2第3項により違法性が阻却されることもない。

(5) 公然性の点について

前述のとおり、今回のピラは、大田区内の都議会議員・大田区議会議員のほか、相当数の一般住民・事業所に配布されており、特段の守秘義務を

負わないこれらの者に対し、大量に今回のビラが配布されたことにより不特定又は多数人が認識できる状態に置かれたといえることは明らかである。

(6) 小括

以上のとおり、今回のビラの配布行為が名誉毀損罪を構成することは明らかである。

4 今回のビラの当罰性について

- (1) 上述のとおり、今回のビラの配布が名誉毀損罪を構成することは明らかである。重ねて、ビラの内容及び配布形態等からしても、到底公益目的のために配布されたものとはいえず、国会議員である告訴人がこのような極めて不当な文書が配布されることを甘受しなければならない理由はない。

適切な民主主義の実現のためには、健全な言論によって議論がなされるべきであって、今回のビラのような不当な言論は許されるものではないから、今回名誉毀損罪として処罰されたく告訴することとしたものである。

- (2) その内容については、いずれも揚げ足取りに終始し、事実誤認に基づいた空虚な内容を縷々述べているだけであって、実のある言論を展開しているものではない。今回のビラには、センセーショナルな言葉を並べて告訴人にネガティブな印象を与えようとしているが、内容が全く伴っておらず、その希薄性からしても、今回のビラに何らの価値がないことは明らかである。

また、作成者が「大田区選挙監視オンブズマン」という実態不明な団体を名乗っているのみで、匿名性をもって発信されている点、非常に無責任な情報発信の方法である。実際にビラを作成・配布した者が、このビラについて責任を追求されることを恐れている証左であり、このことから、ビラの配布が、単に個人の誹謗中傷を目的とした不当なものであることが裏付けられている。

配布形態についても同様であり、差出人を明らかにしていないのみならず、前に詳説したとおり、宛名の記載が印字によっていること、差し出し

たところを目撃されないようポスト投函の方法で差し出された可能性が伺われることなど、差出人が特定されることを極力避けて差し出されており、前述のとおり発信者が実態不明な団体の表示のみであることと併せてみても、このビラの配布が正当な言論権の行使として行われたものなどでは決してないことは明らかであるといえる。

このように、まさに「怪文書」である今回のビラの配布は、告訴人自身を標的とした誹謗中傷を目的としていることは明らかであるが、さらにはこのような行為が大田区議会議員選挙の直前であるこの時期に行われたことは、告訴人の子の立候補に対する選挙妨害行為であって、到底許されるものではない。

(3) 小括

このように、今回のビラは、その目的の不当性・悪質性は強く、さらに区議会議員選挙直前のこの時期に広範な地域に多数枚が配布されたことから、その被害は大きい。

従って、今回のビラの配布行為の当罰性は高いこともまた明らかである。

第3 結語

以上のとおり、今回のビラが配布された行為は、名誉毀損罪として処罰すべき所為であることは明らかであるから、適切に捜査された上、厳重に処罰されたく、本状をもって告訴する次第である。

以上